

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

北海道運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

東北運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

関東運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

北陸信越運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

中部運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

近畿運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

中国運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

四国運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

九州運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

国自基第 187 号  
令和 8 年 2 月 16 日

沖縄総合事務局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」の一部改正について

日米両国が発出した「2025 年 7 月 22 日の日米間の枠組み合意についての共同声明」において、日本は、「米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ」を行うこととされた。

上記を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）において第 58 条の 3 を新設したことに伴い、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

○「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」の一部改正

（傍線の部分は改正部分）

平成3年6月28日 地技第156号

最終改正：令和8年2月16日付け国自基第187号

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">～定め文除く～</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 施行規則第36条第5項関係</p> <p>「当該自動車<del>が</del>道路運送車両の保安基準第30条第1項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車<del>にあつては</del>、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 同通達1.(1)5)に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）<u>。この場合において、保安基準第58条の3の規定に基づく認定を受けた自動車については、ホの規定によるものとする。</u>ただし、ロ及びハの書面<del>にあつては</del>、本邦に輸入する自動車に限る。</p>	<p style="text-align: center;">～定め文除く～</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 施行規則第36条第5項関係</p> <p>「当該自動車<del>が</del>道路運送車両の保安基準第30条第1項の基準（同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車<del>にあつては</del>、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）に適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 同通達1.(1)5)に係る自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示第118条第1項第3号ロに規定する基準への適合を証する次に掲げる書面（排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものを除き、近接排気騒音の値を確認できるものに限る。）<u>。ただし、ロ及びハの書面にあつては、本邦に輸入する自動車に限る。</u></p>

イ～ニ (略)

ホ 「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について(依命通達)」(令和8年2月16日付け国自基第186号、国自審第2560号)に規定する認定書の写し

## 2. 施行規則第36条第6項関係

「当該自動車道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあっては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面。この場合において、保安基準第58条の3の規定に基づく認定を受けた自動車については、ホの規定によるものとする(ハ及びニに掲げる書面にあっては、協定規則第154号の要件が適用される自動車に限る。)。

イ～ニ (略)

ホ 「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について(依命通達)」(令和8年2月16日付け国自基第186号、国自審第2560号)に規定する認定書の写し

(3) (略)

3. ・ 4. (略)

イ～ニ (略)

(新設)

## 2. 施行規則第36条第6項関係

「当該自動車道路運送車両の保安基準第31条第2項の基準(同令第58条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車にあっては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準)のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。

(1) (略)

(2) (1)及び施行規則第36条第7項に係る自動車以外のもの(大型特殊自動車を除く。)にあっては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面(ハ及びニに掲げる書面にあっては、協定規則第154号の要件が適用される自動車に限る。)

イ～ニ (略)

(新設)

(3) (略)

3. ・ 4. (略)

附則〔平成 11 年 4 月 22 日付け自環第 92 号〕

記 2. (2)の改正は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附則〔平成 18 年 6 月 27 日付け国自環第 53 号〕

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第 2 第 6 号に掲げる自動車の範囲に該当するものにあつては、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 202 号国自環第 231 号〕

1. 本改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

附則〔令和 4 年 10 月 7 日国自基第 128 号〕

この改正は、令和 4 年 10 月 8 日から適用する。

附則〔令和 5 年 3 月 30 日国自基第 248 号〕

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則〔令和6年9月20日国自基第83号〕

この改正は、令和6年9月22日から適用する。

附則〔令和8年2月16日付け国自基第187号〕

この改正は、令和8年2月16日から適用する。